

岩手県規則第31号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

第1条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																																			
1	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、<u>医療企画監</u>、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方路線対策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>医療企画監</u></td> <td><u>医療政策室長があらかじめ指定する職員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>少子化対策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長</td> <td>主管の室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長</u></td> <td><u>主管の課長（技術企画に係る事務については、部長があらかじめ指定する職員）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(副知事の専決事項)</p> <p>第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(2) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(3) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、技術参事、総括課長、所長、総括調査監及びI L C推進監の服務に関すること。</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、 <u>医療企画監</u> 、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長		[略]			地方路線対策監	[略]		<u>医療企画監</u>	<u>医療政策室長があらかじめ指定する職員</u>		少子化対策監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木部長	主管の室長	[略]		<u>副部長</u>	<u>主管の課長（技術企画に係る事務については、部長があらかじめ指定する職員）</u>		主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）	[略]		[略]			[略]	[略]			<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方路線対策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少子化対策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長</td> <td>主管の室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(副知事の専決事項)</p> <p>第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画理事、部長、局長、理事、<u>技監、統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(2) 企画理事、部長、局長、理事、<u>技監、統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(3) 企画理事、部長、局長、理事、<u>技監、統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、<u>技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監</u>、総括課長、所長、総括調査監及びI L C推進監の服務に関すること。</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長		[略]			地方路線対策監	[略]		少子化対策監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木部長	主管の室長	[略]		主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）	[略]		[略]		[略]	[略]		
決裁権者	代決権者																																																																																																				
	第1順位者	第2順位者																																																																																																			
[略]																																																																																																					
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、 <u>医療企画監</u> 、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長																																																																																																				
[略]																																																																																																					
地方路線対策監	[略]																																																																																																				
<u>医療企画監</u>	<u>医療政策室長があらかじめ指定する職員</u>																																																																																																				
少子化対策監	[略]																																																																																																				
[略]																																																																																																					
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																			
		第1順位者	第2順位者																																																																																																		
広域振興局	[略]																																																																																																				
	土木部長	主管の室長	[略]																																																																																																		
		<u>副部長</u>	<u>主管の課長（技術企画に係る事務については、部長があらかじめ指定する職員）</u>																																																																																																		
		主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）	[略]																																																																																																		
	[略]																																																																																																				
[略]	[略]																																																																																																				
決裁権者	代決権者																																																																																																				
	第1順位者	第2順位者																																																																																																			
[略]																																																																																																					
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長																																																																																																				
[略]																																																																																																					
地方路線対策監	[略]																																																																																																				
少子化対策監	[略]																																																																																																				
[略]																																																																																																					
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																			
		第1順位者	第2順位者																																																																																																		
広域振興局	[略]																																																																																																				
	土木部長	主管の室長	[略]																																																																																																		
		主管の課長（盛岡広域振興局土木部に置かれる者及び土木センターに置かれる者を除く。）	[略]																																																																																																		
		[略]																																																																																																			
[略]	[略]																																																																																																				

(6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、復興危機管理室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 参事、技術参事、総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 参事、技術参事、総括課長及び所長の休暇に関する事。

(3) 参事、技術参事、総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(3) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(4) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(5)～(22) [略]

2 [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、医療企画監、少子化対策監、競馬改革推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条の2 [略]

2～4 [略]

5 消防安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、復興危機管理室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、総括課長及び所長の休暇に関する事。

(3) 参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(3) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(4) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(5)～(22) [略]

2 [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 特命参事、課長、総括企画指導監、総括技術企画指導監、企画指導監、技術企画指導監、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監及び競馬改革推進監の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、地方路線対策監、少子化対策監、競馬改革推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条の2 [略]

2～4 [略]

5 消防安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 犯罪被害者等支援に関する事。

(4) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

消防保安担当課長専決事項

(1)～(16) [略]

[略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 麻薬中毒者の入院措置及び退院に関すること。

(9) [略]

(10) 献血推進計画に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

[略]

薬務担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 献血及び採血業者に関すること (献血推進計画に関することを除く。)。

(5) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

指導生保担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

4～6 [略]

7 子ども子育て支援室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

子ども家庭担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(4)・(5) [略]

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 定住推進・雇用労働室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

雇用推進課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 出稼労働者の支援に関すること。

[略]

5・6 [略]

(農林水産部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

消防保安課長専決事項

(1)～(16) [略]

[略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

薬務課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 麻薬中毒者の入院措置及び退院に関すること。

(4) [略]

(5) 献血及び採血業者に関すること。

(6) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

指導生保課長専決事項

(1)～(5) [略]

4～6 [略]

7 子ども子育て支援室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

子ども家庭担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

(4)・(5) [略]

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 定住推進・雇用労働室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

雇用推進課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

5・6 [略]

(農林水産部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁港課長専決事項

(1)～(3) [略]

15 [略]

16 全国植樹祭推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 第73回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1) 全国植樹祭の総合的な調整に関すること。

(2) 全国植樹祭の運営の企画に関すること。

(3) 全国植樹祭の会場の整備に関すること。

企画総務課長専決事項

(1) 全国植樹祭の広報に関すること。

事業推進担当課長専決事項

(1) 全国植樹祭の運営の実施に関すること。

（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第27条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

建築指導課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

[略]

10 [略]

（広域振興局長専決事項）

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 副局長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(9) 副局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(10) 副局長の休暇その他の服務に関すること。

(11) [略]

2 [略]

（部長等共通専決事項）

第31条 広域振興局の部長及び審査指導監並びに行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり（北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。）とする。

(1)～(9) [略]

(10) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいい、その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。以下同じ。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るもの及び別に定めるものを除く。）の認可に関すること。

(11) [略]

2 [略]

（室長等共通専決事項）

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹並びに土木部の副部長及び土木センター副所長にあっては、担当する事務）の処理

漁港担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

15 [略]

16 全国植樹祭推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 第73回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1) 全国植樹祭の総合的な調整に関すること。

(2) 全国植樹祭の運営の企画に関すること。

(3) 全国植樹祭の会場の整備に関すること。

企画総務課長専決事項

(1) 全国植樹祭の広報に関すること。

事業推進担当課長専決事項

(1) 全国植樹祭の運営の実施に関すること。

（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第27条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

建築指導課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。

[略]

10 [略]

（広域振興局長専決事項）

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 統括企画指導監、統括技術企画指導監、副局長、首席企画指導監及び首席技術企画指導監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(9) 統括企画指導監、統括技術企画指導監、副局長、首席企画指導監及び首席技術企画指導監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(10) 統括企画指導監、統括技術企画指導監、副局長、首席企画指導監及び首席技術企画指導監の休暇その他の服務に関すること。

(11) [略]

2 [略]

（部長等共通専決事項）

第31条 広域振興局の部長及び審査指導監並びに行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり（北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。）とする。

(1)～(9) [略]

(10) 統括企画指導監、統括技術企画指導監、副局長、首席企画指導監及び首席技術企画指導監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(11) [略]

2 [略]

（室長等共通専決事項）

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹及び土木部土木センター副所長にあっては、担当する事務）の処理方針の決定及び

方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長
[略]	

3 [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保健福祉環境部長	保健福祉環境部保健福祉環境センター所長	
[略]			
8 自動車分解整備事業者で、 <u>第二種フロン類回収業者としての登録を受けようと国土交通大臣に申し出た者の登録等、登録の取消し又は業務停止命令及び基準遵守勧告に係る国土交通大臣への通知に関すること。</u>	○	○	
[略]			

2・3 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたるものを除く。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の調整課長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部調整課長
[略]	

3 [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保健福祉環境部長	保健福祉環境部保健福祉環境センター所長	
[略]			
8 削除			
[略]			

2・3 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(17) [略]

(18) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条—第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
16 一般社団・財団法人法等整備法の施行に関すること（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務（一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。）及び一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）に関する事務に限る。）。		○			次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人 3 その行う事業が盛岡広域振興局、沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 4 その行う事業が県南広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人のうち県南広域振興局農政部又は林務部の所掌事務に関する特例民法法人
17 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することと		○		○	次に掲げる特例民法法人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる特例民法法人 2 組織規則第37条に規

(16) [略]

(17) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条—第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
16及び17 削除					

される同条例による 廃止前の公益法人の 設立及び監督に關す る条例（平成11年岩 手県条例第63号。以 下「旧公益法人条例 」という。）の施行 に關すること（旧公 益法人条例第4条第 1項、第5条第1項 、第6条第1項及び 第2項、第7条第1 項並びに第10条の施 行に關する事務に限 る。）。					定する保健所の所掌事 務に關する特例民法法 人 3 その行う事業が盛岡 広域振興局、沿岸広域 振興局又は県北広域振 興局の所管区域にわた る特例民法法人 4 その行う事業が県南 広域振興局の所管区域 にわたる特例民法法人 のうち県南広域振興局 農政部又は林務部の所 掌事務に關する特例民 法法人
	○		○	次に掲げる特例民法法 人に係るものを除く。 1 その行う事業が2以 上の広域振興局の所管 区域にわたる特例民法 法人 2 組織規則第37条に規 定する保健所の所掌事 務に關する特例民法法 人 3 その行う事業が県南 広域振興局の所管区域 にわたる特例民法法人 のうち県南広域振興局 経営企画部、総務部、 県税部、保健福祉環境 部又は土木部の所掌事 務に關する特例民法法 人	
[略]					

[略]

別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長	
[略]							
3 地方税法 （昭和25年 法律第226号 ）の施行に 關する事務	附則第29条の9第 1項	[略]					
[略]							

[略]

[略]					

[略]

[略]

別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長	
[略]							
3 地方税法 （昭和25年 法律第226号 ）の施行に 關する事務	第739条の5第1項 及び第2項（これ らの規定を同条第 8項において準用 する場合を含む。 ） 附則第29条の9第 1項	森林環境税に 係る徴収金の 徴収 [略]	○	○	○	○	
[略]							

[略]

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
12 [略]	[略]						
13 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項（第33条第1項において準用する第12条第2項に	登録及び更新並びに通知		○		○	
	第33条第1項において準用する第12条第2項に						
	おいて準用する場合を含む。）及び第33条第1項において準用する第12条第1項						
	第31条（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。）	登録及び更新の拒否並びに通知		○		○	
	第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者（第32条第2項の規定によるものに限る。）に係る国土交通大臣からの通知の受理		○		○	
	第32条第2項（同項ただし書を除く。）及び同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録及び通知		○		○	
第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（第32条第2項の規定によるものに限る。）を登録しないことの決定及び通知		○		○		
第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（第32条第2項の規定によるものに限る。）の変更の登録及び通知		○		○		
第32条第6項において準用する同条第2項た	第二種フロン類回収業者（第32条第2項の規定		○		○		

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
12 [略]	[略]						

し書及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第31条第2項	によるものに限る。)の登録の変更をしないこととの決定及び通知				
第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知		○	○	
第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧		○	○	
第33条において準用する第16条	登録の抹消		○	○	
第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理		○	○	
第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理		○	○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知		○	○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第31条	登録の変更の拒否及び通知		○	○	
第33条第1項において準用する第17条第1項及び第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知		○	○	
第33条第2項において準用する第17条第1項及び第33条第2項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者(フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録の取消し又は業務停止命令及び申請者への通知		○	○	
第42条第1項	指導及び助言		○	○	
第43条第1項、第4項及び第6項	基準遵守等の勧告及び命令		○	○	
第64条第1項及び第2項	自動車フロン類管理書に関する報告の徴収、勧告及び命令		○	○	
第70条	報告の徴収		○	○	

	第71条第1項	立入検査		○	○
13の2 [略]	[略]				
[略]					

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							
27 中山間地域等直接支払の実施に関する事務		中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定及び変更の認定	○		○		
28 農地法の施行に関する事務	第38条第1項、第39条第1項及び第40条第1項	農地中間管理権の設定に関する裁定、公告及び通知	○				
	第43条第2項において読み替えて準用する第38条第1項及び第39条第1項並びに第43条第3項	利用権の設定に関する裁定、通知及び公告	○				
	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の農地法第71条	[略]					
[略]							

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第11条の2第1項（第92条第1項において準用する場合を含む。）	[略]				
	第68条第4項及び第6	[略]				

13 [略]	[略]
[略]	

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							
27 削除							
28 農地法の施行に関する事務							
	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の農地法第71条	[略]					
[略]							

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第11条の3第1項（第92条第1項において準用する場合を含む。）	[略]				
	第68条第4項及び第6	[略]				

の施行に関する事務	項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第85条の4第2項及び第91条第5項（第100条第5項において準用する場合を含む。）	
	[略]	
	第87条の3第4項（第100条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
	第87条の3第5項（第100条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
	第91条の2第2項において準用する第69条第2項（第100条第5項において準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	
[略]		
8 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関する事務	[略]	
[略]		

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略] 第131条の2第3項	[略]					[略]

の施行に関する事務	項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第85条の4第2項及び第91条第6項（第100条第5項において準用する場合を含む。）	
	[略]	
	第87条の2第4項（第100条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
	第87条の2第5項（第100条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
	第87条の2第7項（第100条第1項において準用する場合を含む。）	子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権保有の継続の認可
	第91条の2第2項において準用する第69条第2項（第100条第5項において準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	
[略]		
8 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の施行に関する事務	[略]	
[略]		

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
55 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	[略] 第131条の2第3項	[略]					[略]
	第137条の12第6項	既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定		○		○	
	第137条の12第7項	既存の建築物の道路内の建築に		○		○	

平成28年岩手県規則第28号)の施行に関する事務	
[略]	

[略]

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	[略]	
	[略]		
[略]			

(平成28年岩手県規則第28号)の施行に関する事務	
[略]	

[略]

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	[略]	
	[略]		
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	[略]	
	[略]		
	31 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略]	
		第6条の3第1項及び第2項	報告の受理（軽微なものに限る。）
	[略]		
	38 一般社団・財団法人法等整備法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に係るものに限る。）	第52条	報告の受理（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務であって、旧民法第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。）
		第95条	業務の監督（一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）をいう。）
	39 旧公益法人条例の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保	第4条第1項、第5条第1項及び第6条第2項	届出の受理
		第6条第1項	事業概況報告書等の受理
		第7条第1項	申請の受理

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	4 食品衛生法の施行に関する事務	[略]	
	[略]		
	31 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略]	
		第6条の3第1項及び第2項並びに第69条の2第2項	報告の受理
	[略]		
	38及び39 削除		

健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第37条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に係るものに限る。)	第10条	業務の監督
[略]		
53 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚醒剤施用機関等の指定
	第5条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）	指定証の交付
	第8条第1項及び第30条の3第1項	指定の取消し及び業務等の停止命令
	第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項（第30条の5において準用する場合を含む。）、第23条、第30条の4第1項、第30条の12第1項第1号及び第2号、第30条の14第1項から第3項まで並びに第36条第1項	届出の受理
	第10条（第30条の5において準用する場合を含む。）及び第36条第1項	指定証の返納等の受理及び返還
	第11条（第30条の5において準用する場合を含む。）	指定証の再交付及び旧指定証の返納の受理
	第12条第4項	指定証の訂正及び返還
	第22条の2及び第30条の13	[略]
	第24条第1項、第2項及び第3項、第30条の15第1項、第2項及び第3項並びに第36条第1項	指定の失効に係る報告の受理及び立会い等
	第30条	報告の受理
	第31条	報告の徴収（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第32条第1項及び第2項	立入検査及び収去等（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）

[略]		
53 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	第22条の2及び第30条の13	[略]
	第30条の14第2項及び第3項	届出の受理

岩手県福祉総合 相談センター所 長	[略]			
	1 <u>配偶者から の暴力の防止 及び被害者の 保護に関する 法律（平成13 年法律第31号 ）の施行に関 する事務</u>		被害者（その同伴する家族を 含む。）の <u>婦人保護施設</u> への 入所決定及び退所決定	
	[略]			
	3 <u>売春防止法 （昭和31年法 律第118号）の 施行に関する 事務</u>		<u>要保護女子の婦人保護施設</u> へ の入所措置及び退所措置	
	[略]			
	[略]			

岩手県福祉総合 相談センター所 長	[略]			
	1 <u>配偶者から の暴力の防止 及び被害者の 保護等に関す る法律（平成 13年法律第31 号）の施行に 関する事務</u>		被害者（その同伴する家族を 含む。）の <u>女性自立支援施設</u> への入所決定及び退所決定	
	[略]			
	3 <u>困難な問題 を抱える女性 への支援に関 する法律（令 和4年法律第 52号）の施行 に関する事務</u>		<u>困難な問題を抱える女性（そ の同伴する家族を含む。）の 女性自立支援施設</u> への入所措 置及び退所措置	
	[略]			
	[略]			

2 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）	別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> <th>条項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 <u>大麻取締法 （昭和23年法 律第124号）の 施行に関する 事務</u></td> <td> <u>第5条第1項</u> <u>第6条第1項</u> <u>第7条第1項</u> <u>第10条第1項</u> <u>及び第3項</u> <u>第10条第2項</u> <u>及び第5項</u> <u>第10条第4項</u> <u>及び第7項</u> <u>第10条第6項</u> <u>第15条及び第</u> <u>17条</u> <u>第18条</u> <u>第21条第1項</u> </td> <td> <u>大麻取扱者の免許</u> <u>名簿への登録</u> <u>免許証の交付</u> <u>免許の取消しの申請の受理及び登</u> <u>録の抹消</u> <u>届出の受理</u> <u>免許証の返納の受理</u> <u>免許証の再交付</u> <u>報告の受理</u> <u>免許の取消し</u> <u>報告の徴収並びに立入検査及び収</u> <u>去</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]				50 <u>大麻取締法 （昭和23年法 律第124号）の 施行に関する 事務</u>	<u>第5条第1項</u> <u>第6条第1項</u> <u>第7条第1項</u> <u>第10条第1項</u> <u>及び第3項</u> <u>第10条第2項</u> <u>及び第5項</u> <u>第10条第4項</u> <u>及び第7項</u> <u>第10条第6項</u> <u>第15条及び第</u> <u>17条</u> <u>第18条</u> <u>第21条第1項</u>	<u>大麻取扱者の免許</u> <u>名簿への登録</u> <u>免許証の交付</u> <u>免許の取消しの申請の受理及び登</u> <u>録の抹消</u> <u>届出の受理</u> <u>免許証の返納の受理</u> <u>免許証の再交付</u> <u>報告の受理</u> <u>免許の取消し</u> <u>報告の徴収並びに立入検査及び収</u> <u>去</u>		[略]				[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> <th>条項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 <u>大麻草の栽 培の規制に関 する法律（昭 和23年法律第 124号）の施行 に関する事務</u></td> <td> <u>第12条第1項</u> <u>第12条第2項</u> </td> <td> <u>届出の受理</u> <u>届出の受理及び廃棄の立会い</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]				50 <u>大麻草の栽 培の規制に関 する法律（昭 和23年法律第 124号）の施行 に関する事務</u>	<u>第12条第1項</u> <u>第12条第2項</u>	<u>届出の受理</u> <u>届出の受理及び廃棄の立会い</u>		[略]				[略]		
区分	事務	条項	内容																																						
保健所長	[略]																																								
	50 <u>大麻取締法 （昭和23年法 律第124号）の 施行に関する 事務</u>	<u>第5条第1項</u> <u>第6条第1項</u> <u>第7条第1項</u> <u>第10条第1項</u> <u>及び第3項</u> <u>第10条第2項</u> <u>及び第5項</u> <u>第10条第4項</u> <u>及び第7項</u> <u>第10条第6項</u> <u>第15条及び第</u> <u>17条</u> <u>第18条</u> <u>第21条第1項</u>	<u>大麻取扱者の免許</u> <u>名簿への登録</u> <u>免許証の交付</u> <u>免許の取消しの申請の受理及び登</u> <u>録の抹消</u> <u>届出の受理</u> <u>免許証の返納の受理</u> <u>免許証の再交付</u> <u>報告の受理</u> <u>免許の取消し</u> <u>報告の徴収並びに立入検査及び収</u> <u>去</u>																																						
	[略]																																								
	[略]																																								
区分	事務	条項	内容																																						
保健所長	[略]																																								
	50 <u>大麻草の栽 培の規制に関 する法律（昭 和23年法律第 124号）の施行 に関する事務</u>	<u>第12条第1項</u> <u>第12条第2項</u>	<u>届出の受理</u> <u>届出の受理及び廃棄の立会い</u>																																						
	[略]																																								
	[略]																																								

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>ふぐ処理者に係る試験の実施に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>

- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- [略]

6 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(11) [略]

- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	6の2	[略]	[略]
	6の3	[略]	[略]
	6の4	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- [略]

6 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(11) [略]

(12) ふぐ処理者認定証の交付、書換え交付及び再交付並びに既存ふぐ処理者届出済証の交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）に関すること。

- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			
	6の2	[略]	[略]	
	6の3	食品衛生法施行細則（昭和48年岩手県規則第38号）の施行に関する事務（ <u>県内に住所を有する者に係るものに限る。</u> ）	第27条（食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和6年岩手県規則第38号）附則第7項において準用する場合を含む。）	届出の受理
	6の4	[略]	[略]	
	6の5	[略]	[略]	
	[略]			
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から、第1条中表2の項の改正部分は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。